

# 第三十八回国 参議院 地方行政委員会 會議録 第十一号

昭和三十六年三月三十日(木曜日)

午前十一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君  
理事 鍋島 直紹君  
鈴木 壽君  
基 政七君

委員

小柳 牧衛君  
郡 祐一君  
西郷吉之助君  
館 哲二君  
津島 壽一君  
西田 信一君  
秋山 長造君  
占部 秀男君  
松永 忠二君  
中尾 辰義君

衆議院議員

田中 榮一君

國務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

警察庁警務局長 江口 俊男君  
自治政務次官 渡海元三郎君  
自治省行政局長 藤井 貞夫君  
自治省財政局長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永与一郎君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○市町村職員共済組合法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(静岡県由比町の地すべり対策に関する件)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 念のために局長にお伺いしておきたいんですが、それは今度の共済組合法の一部改正は、例の地方公務員の退職年金に関する共済法の問題が延期になったために、例の追加給付その他の既得権の問題で前年も前年もお出したと同じような姿で出されておるといふように私は感じるんですが、一つだけ、例の市町村の職員の特に大きな災害の場合に従来は特例を設けて、たしかあれは三倍まででしたが、見舞金その他の給付をしたわけですが、昨年だったと思いますが、チリ津波のときに、この問題を本委員会に取り上げたときに、結局、通常国会で地方公務員の共済組合法案を出すことになるので、そのときに一括してやろうという御答弁だったと思うんですが、それがその法律案が一年延びておるといふことになっておるわけでありまして、しかし問題は、もう

すでに各地方ではそれぞれそういうような意向に従って実施しておる向きもありませんし、この際、その点をばつきりさせなきゃならぬと考えるので、今度の法改正——一部改正する法律案にもその点が何か抜けておるような感じがするんですけれども、この点はどういうふうにお計らいになるつもりでありますか、お伺いしておきます。

○政府委員(藤井貞夫君) 罹災給付等につきましては、従来法定されております分以上に給付しなければならぬい事態が起きた場合に、たとえば今お話しになりましたような大災害が起きた際には、現行法の運用ではそれができかねますので、そのつと特別立法でもってその道を開くというところをやってきたわけでありまして、ところが、御承知のように国家公務員の共済組合法については、そのつと特別立法でやるといふようなことでなくって、一般的制度として付加給付の制度を開く方がいよいよないかというところで、そういう改正が行なわれたわけでありまして、市町村職員共済組合法その他につきましても、統一年度の制度が実施されます際には、これに準じた措置を講ずるといふことで準備をいたしておったわけでございます。ところが、諸般の事情でその点がおくれまして参りましたが、市町村関係の面におきまして、この点だけはいかぬ、何とか早く整備をする方がいいのではないかと

いうことを考えまして、ちょうど機会

がございます際でもありますので、この際これを改正いたしまして、制度として一般的に付加給付がやれるという道を開くことにいたしましたわけでございます。従いまして、罹災給付につきましても、これは一年延期という格好でなくて、本則に移しまして付加給付自体がやれるという道を開くことにならしては次第でございます。

○占部秀男君 そうすると、「第七十五条の第一項中「り災給付の」を「り災給付(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ)」この条項の中でそれがうたわれているということになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 十五條の二というものが、今度新しく規定としてつけ加えられることになっておりまして、十五條の二で「組合は、規約で定めるところにより、保健給付、り災給付又は休業給付にあわせて、これらに準ずる給付(以下「附加給付」という。)を行なうことができる。」この規定でもって、これを恒久化したというところとあります。

○占部秀男君 了解しました。

○松永忠二君 この点は、今までいつも災害のあったとき問題になること、大へんけつこうなことと思うのであります。これは自治省の方に聞くのは少し筋違ひですが、これは学校の教職員共済組合についても、この項目はその点を新たに改正をして入れたのですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 公立学校共

済組合は、現行制度の建前では、国家公務員共済組合法に乗っかっておるわけでありまして、国家公務員共済組合法は、すでに付加給付の改正を行なっておりまして、現実にそれが実施されております。

○占部秀男君 まことに不勉強で申しわけありませんが、そうすると、これは公立の災害見舞の場合には、あの規定は何か月というふうな——かりに三月月なら三月月という、それは規定としてはどこにあるわけですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 一般的に災害の場合におきましては、法定給付といたしまして、罹災給付という条項がございます。それに対して基準として、被害の程度に応じて、最大の場合は三月月ということ、これは法律の別表で定まっております。これは法という場合においては、十五條の二が働きました。組合でもって規約を定めれば付加給付ができるという道が開かれるわけでありまして、

○委員長(増原恵吉君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽くしたものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(増原憲吉君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。  
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者署名〕

○委員長(増原憲吉君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきまして、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原憲吉君) 御異議ないことを認めます。さよう決定いたしました。

○委員長(増原憲吉君) 次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 それでは提案者についてお聞きしたいと思いますが、今回のこの改正案につきまして、それに関連をしたことで、一つは、給付の額の問題でございますが、端的に言って、給付の額、現行のものは低いのではないかと、もっと引き上げるべきじゃないかというふうな考え方を私も持つておられるわけですが、もちろんこれはこの法だけではないに、他の法と関連する問題でございますから、全般的にそういうふうなものをも検討しながら、

このことにつきましては、もっと給付の額を引き上げるといふようなことが私は必要じゃないかと思うのですが、その点について、どのようにお考えになっておられるか、この点一つお伺いしておきたいと思います。

○衆議院議員(田中榮一君) ただいまの給付の額、現行では非常に安過ぎるのではないかと尋ねてございしますが、本件につきましては、やはり同様に衆議院の地方行政委員会におきましても、そういう御意見が出ております。ただ現在の、この出しました法案の給付の額の算定の方法につきましては、御案内のように、国家公務員災害補償法に規定する補償、あるいは労働基準法第八章に規定する補償、それからまた消防組織法第十五条の四に規定する損害補償、水防法第六条の二に規定する損害補償、こういうものに準じて、これに右へならへという形でやりましたので、現在ではやむを得ずかようなものに準じて給付の額を一応定めておるわけでございまして、われわれも今お話のような給付の現在の額では少し少ないのじゃないかという気持を持っておりまして、将来これは十分に一つ検討して参らなければならぬものと、かように考えております。

○鈴木壽君 私も申し上げましたし、提案者の方からお話ございましたが、これはこの法単独で今直ちにということは私にはできないものかと思っております。現行法の他の法令等それに準ずるといふことしかできないと思っております。ただ問題は、他の災害補償法なり、その他の法律関係において、全般としてこういうものについての検討を

これはぜひしなければならぬ段階じゃなからうかというふうな思ふので、またまこういうものが今出ましたもので、ですから、それについての提案者のお考えを一応お聞きしたわけなんです。そこで政府関係の方で、現在の時点では、他の法律との関係で、これは制約があることは、はっきりいたしてございまして、今後の問題として、これはどのようか考えてやってみられるつもりなのか、一つお考えがあるなら知らせてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(江口俊男君) ただいま衆議院の田中議員、及びこの委員会の鈴木委員から御発言のありました通り、われわれとしても、現在の額でいいという考えはございません。従いまして、ただいまおっしゃいましたように他との関連もございしますが、私たちが心づもりといたしましては、これができまじたいきさつが、当時の調査の平均給を最低限に考え、警部の平均給を最高限のところを押えたというきさつもございまして、そういうものを参考にしましてその辺まで努力をしたい、こう考えます。

○鈴木壽君 大臣、この問題ですね、今の法律のこれだけで今直ちにどうするということではできないことは私申し上げた通りであります。今後、他の国家公務員の災害補償法なり、その他のいろいろな消防関係の法律等、全般として一つ政府内部でこれは検討し給付の額を引き上げというふうなものも考えるべきかと思ふのですが、そういう点、話し合いなり、あるいは今後どういうふうにおやりになつていくおつもりなのか、大臣のお考えを聞か

していただきたいと思ふます。

○國務大臣(安井謙君) お話のようにまあ議員立法として、警官等に協力したために、非常な被害をこうむった場合の補償制度について、いろいろな御意見をいただいております。法律が出れば直ちに政令も出るだろうと思ふますが、今鈴木さんの御質問のように、これは警官に協力した場合に限りませんが、その他の関係もあろうと思ふますが、その他の関係もあろうと思ふますが、私ども、この法案自身は非常にけっこうなものだと思つておりますが、さらにそういう精神のもとに、絶対的なものをもう少し検討いたしまして、また、そろそろ法律にするなり、あるいは規則にするといったような準備をさらに進めたいと思つております。

○鈴木壽君 今後その点について一つ御努力願うということで、その問題については終わりますが、いま一つ、この警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の中の給付の対象にならない者についての政令でございしますが、政令の第二条を見ますと、ここに一から七まで給付の対象とならない者があげられてあるわけなのでございまして、これを見ますと、まあ大体もつともだと思ふ点でございまして、ただこの中で、たとえば六の問題なんか「被害者又は現行犯人と同一の世帯に属する者」というふうな問題になりますと、これは多少ここでこういうようにきちんときめられて、このままに適用されるというふうなことにいいては問題がありはしないかというふうな思ふわけなんです。さらに今度の改正案で、この改正された点について、また、この法律の対象から除外することをこの政令でおそらくきめるの

でございまいしょうが、この場合にも、いろいろこれは問題があるのじゃないかと思ふわけですね。で、おそろくこれは公布の日から施行することになつておるようでありまして、法律が出れば直ちに政令も出るだろうと思ふますが、こういう点については、今どのようにお考えになつて、政令の今私が申し上げたような点、あるいは今度新たにこの改正によつてできる政令の内容等について、どうお考えになつておられるのか。一つこれは最初に、できればそれについての提案者としての考え方を一つと、それから政府当局の方から一つそれについての現在の状況等を聞かしてもらいたい。

○衆議院議員(田中榮一君) まことに、ごもっともな御質問でございます。やはり衆議院におきます審議の過程におきましても、ただいま御発言の内容のようないことが同様に熱心に論議せられたのであります。ここで政令で定める者というふうな中にはいろいろ列挙されておりますが、実際問題として、このままの条項で、政令で定めてあるから給付の対象から除外することということが、実際問題として、個々の具体的な場合において除外することによつて、非常に本人にとつては気の毒な状態が発生するのじゃないかというところで、今後これを實際政令を作る場合におきまして、こういう点を十分に一つ考慮して、政令を、何とかこれらの者も救済できるような方法で政令を一つ制定してもらいたいという希望を申し述べまして、これは政府におかれましても、十分この点を考慮すると、こういう御回答でございまして、いず

でございまいしょうが、この場合にも、いろいろこれは問題があるのじゃないかと思ふわけですね。で、おそろくこれは公布の日から施行することになつておるようでありまして、法律が出れば直ちに政令も出るだろうと思ふますが、今どのようにお考えになつて、政令の今私が申し上げたような点、あるいは今度新たにこの改正によつてできる政令の内容等について、どうお考えになつておられるのか。一つこれは最初に、できればそれについての提案者としての考え方を一つと、それから政府当局の方から一つそれについての現在の状況等を聞かしてもらいたい。

れこの点につきましては、政府の方から御答弁になると思いますが、衆議院側といたしましては、強いきょうな要望を申し述べておる次第でございます。

○政府委員(江口俊男君) たいま田中議員からお話のございました通り、衆議院におきましてもそのような御要望が強くあったのでございます。私たちがいろいろ検討いたしまして、その御要望にできるだけ沿うような努力をいたしておるわけでございます。内容を、これはもちろんまだ政府の部内でも関係のいろいろな方面に打ち合わせをいたしまして、最終的にはきまるものでございますから、確たる内容を申し上げる段階ではございませんけれども、警察庁といたしまして考えております。大要をお答えしたい、かように考えます。

まずその一つは、今度の改正に伴いませんが、三十四年の改正で入れました警察官のおらない場合に、犯人逮捕等につとめてけがをした、死んだという者の救済規定を昭和三十四年の改正でお入れをいたしたわけでございします。それを受けて作っております。政令の第二条の中でも、ただいまお話のございましたように、個々のケースにおいては、被害者あるいは犯人等と親疎の別が—多少親密であるとか、あるいは遠いからというようなことで、給付をするかしないかというところをきめるのは、実情に合わない点も場合によってはあるかという考えから、現行政令の第二条を多少いじりまして、犯人自身がかわいそうな状態、けがをするというようなのを救済するのはいかなるものだろうかと思っております。二号は除きますが、一号及び三

号ないし六号に該当するものであつて、しかしながら、当該公安委員会が、これはやはり災害給付の原則に照らしてこれを補償してやるべきだというふうな認定しましたものについては、この政令の対象になつていないものであつても、今度また逆に除外をしないで給付をするというような規定にしたらいかがなものだろうかというの現在の考え方でございます。それから今度新たに法律の改正によりまして付加されます水難あるいは山岳遭難等におきまします人命救助にあたりましても、政令である程度ものを除外することは、やはり同様の趣旨から必要だと思ひますが、その場合におきましても、やはり同一世帯の親族等でありましても、これは救済してやるべき状態であるというふうな認められますものについては、公安委員会がそういう認定をいたしましたならば、これに災害補償を与えることができる、こういう書き方をしたい、こう考えます。ただ従来あります第二条と、今度つけ加えまする条文を受けた政令とは、多少その性質が異なりますので、これは犯人とかなんとかいふものはいけません。従ひまして、中に書きまします事項は、多少現在あります第二条とは違つて参ると思つてございします。大体の考え方は以上でございます。

第二部 地方行政委員会会議録第十二号 昭和三十六年三月三十日【参議院】

が多少あるのではないかと思つて、がね、これは今ちよつと思つただけでございますが、いすれ私、第二条の現行のこれだけについてみましても、こういうものをここにあげられておるものであつても、お話のように、都道府県の公安委員会等におきまして、給付を行なうことが適当だと認める場合には、給付をすることができると、何かもう一項を加えておけば、そういうことが救済されるような感じもするのですが、いすれ一つこの点は、方法はいろいろ考えなければならぬと思ひますが、考えていただくことが、この法の趣旨からいって、私はやつぱり適当じやないだろうかというふうな考へるわけなすから、さら

にまた今回の改正案によつて、もちろん現行の二条とは違つたケースの今度の改正案でございしますけれども、これも政令でこれはきめることに当然なると思ふのだが、なかなかデリケートな問題があると思ひますが、しかし、このことはあくまでもやつぱりそういうものために一生懸命にして、そのために災害を受けたというものを何とかしてそれに対する一つの報いをしていこうというところでございますから、その点の一つ十分お考えの上、政令の制定の際には善処していただきたい、こういうふうな思つておられます。

○政府委員(江口俊男君) 私の説明がまずかつたと思ひますが、今お話しになりました四号とか五号とかいふものを抜かした意味ではございませぬ。第一号及び第三号から六号までの云々で例外を作る、こういうことでございします。だから、犯人以外は全部入るわけでありませぬ。それから私たちが法文

の書き方につきましては、仰せの通りいろいろございしまするので、最後にそういうものに対して給付できる、こういうふうな書けば一番はつきりすると思ひましたけれども、いろいろ法文の体裁等がございまして目下どういう形でそういう趣旨を入れるかということについては検討中でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、今度のこの改正案が出て施行される、それまでの間にそういうこともおやりになる、こういうふうな考へてよろしゅうございしますか。それとも現行のやつをこれでいくんだ、将来そういう点についての検討をしながら改めていくんだ、こういうふうにお考へになつておられるのか、どちらですか。

○政府委員(江口俊男君) それは前の方でございます。この政令は法律の施行と同時に出来るように努力するつもりでございますから、その際にいたしたいと思つております。

○委員長(増原恵吉君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認めます。  
これより討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明かにしてお述べを願ひます。—別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認めます。  
これより採決に入ります。  
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する

法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(増原恵吉君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。  
○松永忠二君 静岡県由比町の地すべりの問題について、自治省に何か府県か、あるいは地元の町村から特に要望があつたんですか。その点はいかがでしょう。  
○国務大臣(安井謙君) そういつた交付上の問題については地元からの御要望もあるようでありませぬ。  
○松永忠二君 その問題については、今のところどういふような考へておるか。  
○国務大臣(安井謙君) その御要望につきましても、いろいろもつともな点も非常に多いと思ひますので、できるだけ趣旨を生かしたいと思つております。大体交付税の概算交付を四月、六月に分けてやっております。この六月分も、できれば一つ四月に一絡にして、繰り上げ交付という形で御趣旨に沿いたいというふうな考へており

○松永忠二君 この前、関係の人の話を聞きますと、関係の各省の連絡協議会を持っておられる。これには自治省の関係の方が全然出ておられないのですか、その点はいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 自治省の問題については、県なり町なりからいろいろの要望を承っております。連絡協議の点については、私承知いたしておりません。

○松永忠二君 各省の間に連絡の協議会を持たれて、また関係の閣僚の懇談会も持たれて、対策が決定されたようです。で、まあそのことについては自治省は関係はないわけですか。

○國務大臣(安井謙君) これは御承知と思いますが、閣議で議題になりました。直接関係の、当面的関係各省の間で連絡協議をやり、前後の打ち合わせもやったわけでございます。それに自治省の関係もすいぶん連絡はいたしておられます。直接災害をとめるとか、どうかということのような作業の面がおもったものですか、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになっております。

○松永忠二君 今の話は何か事務関係の人たちの連絡協議を設けて、それでまあ対策を引き継いでやるというように話に聞かれたわけですが、これに出ているとどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 連絡協議の趣旨がよくわからなかったのをごさいますけれども、打ち合わせがございまして、ともかく各省から四月早々に実地調査に出かけるということになります。

したので、きのうきめたそうです。実地調査に出かけるということになれば、私の方から人を派遣するということと、杉本調査官を派遣するということになっております。帰りましてら打ち合わせをすることになっております。

○松永忠二君 この自治省に出ておる要望書にもあると思うのですが、災害救助法は適用できる災害だが、まあ知事が災害救助法はまだ適用しておられない。で、由比の町で当面直ちに五十万の支出をした。その後そこにもあるように一千万円程度の地元のいろいろな費用がかかる、こういうようなことでの費用の捻出というようになっています。まあこの由比町というのは、特別会計まで合わせて約七千万円程度の予算規模を持っておるところだが、大へんにその点が財政的に圧迫になる、これはなおその地すべりを警戒するために消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するたき出しの費用等も相当かかっておる、こういう点については、現状では直ちにどこで出すというようなことはできない、こういう点について特に財政的に配慮をしてほしいと、その一つのこととして、四月、六月の交付金の繰り上げ支給というようなことについては、今態度をきめられておるようですが、この点については何か特に自治省として考えられる方法があるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 資金繰りの点を考慮して、今、大臣がお話になりましたように、一応繰り上げ交付を行なうわけでございます。同時に、災害救助法の発動はしませんけれども、実

質上避難も命じておるわけでありまして、たき出しその他についても相当の費用を要していることだと思えます。こういう点につきましては、特別交付税を計算いたします際に、当然算入して参りたいという考えを持っておるわけでございます。

○松永忠二君 そういうふうの一つせひ配慮していただくということをお願いしたい。

それから、この前、林野庁等に聞いてみても、地すべりの管理ということについては、法律で定められている、地すべり法の中に管理ということがあるので、地すべりの管理。要するに地すべりの管理と防止の工事と二つに分かれておるわけですが、管理についての財政負担というものが、これは町村、都道府県の負担だというふうに規定をされているわけですか、で、こういうことになると、消防とかその他の警戒の費用というものは、これは県の負担になるというふうな考えられるわけなんです、こういう県の負担になつたものについては、これまた今お話のように、特交で配慮するということになるのであります、その点いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 基準財政需要額に算入されていない経費で当該団体が当然支出を余儀なくされるというような種類のものにつきましては、特別交付税を計算いたします際に、当然それらの事情を考慮してすべきであると、かように考えております。

○松永忠二君 そうすると、今災害救助法を適用しないで当面非常にいろいろかかる費用については、市町村について、そういう点を特交として考

る、特に地すべり防止法等で二十七条にそういうことが定められているわけですが、その管理というふうなことに、そういう点についてはやはり県が支出をして、それについては特に特交等で配慮するというお話、そういう理解で誤りがないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのように考えます。

○松永忠二君 もう一つ、大臣からもこの点を聞かしてもらうのですが、こういうふうないろいろな特殊の形の災害が出てくると、御承知のように今度の場合でも、避難をした世帯が七十五世帯で三百八十五人というものが避難をしておるわけです。それは直接には災害を受けないから災害救助法には該当することは非常に困難だ。しかし、事実上は、雨が降れば不安でなかなか中へ入れられない、だから、親戚に移るなり、あるいはその他に移って、仕事もやれない、こういうふうなことで県で独自に見舞金を一戸五千円程度のもので、わすかなものを考へざるを得ないというふうなことで、こういう場合の災害の際の個人的な災害救助の方法というものが非常に不備なんです。そういう点で自治省が考えておるといふ災害基本法というふうなものについては、今一体どのくらいの推進をされているんですか。その点を一つ聞かしていただきたい。

○國務大臣(安井謙君) お話のような災害にあいました個人の被害に対する救助といえますか、補助というものにつきましては、なかなか問題はむずかしい限界があると思ひまして、大体自治省といたしましては、公共事業団体自身がいろいろやったものに対する

財政の穴埋めという形でこれを救済するなり、補助していくというふうなことをやっております、個々には今のところ、直接の援助をやるという形のものはありません、基本法等において、そういう問題についてはまだ具体的には明らかになっておりませんが、そういう場合にどういふふうな扱いかは、今後十分検討はしてみたいと思っております。

○松永忠二君 災害基本法はどういうふうな方向で進行しているのですか。

○國務大臣(安井謙君) これは各省との関係も非常にございまして、それと与野の方針もあるものですが、それから、そこらを中心に今折衝中で、まだちょっといつ出せそうかどうか、どこまでめどがつかないのではありません。

○委員長(増原忠吉君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会